

議案第76号

葛飾区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

流水占用料の額を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

葛飾区河川流水占用料等徴収条例（平成12年葛飾区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改める。

別表1の部工業用等（発電用を除く。）の項中「6,244円」を「6,106円」に改め、同表2の部第7種の項中「3,242円」を「5,203円」に改め、同部に次のように加える。

第8種	1平方メートルにつき1年	3,242円
-----	--------------	--------

別表2の部備考第1号中

「第7種 前各種に属さないもの」を

「第7種 区長が別に指定する区域において、都市及び地域の再生等のために利用する  
広場等及び当該広場等と一体をなす飲食店、売店その他の施設並びにこれらに類する施設の設置を目的とするもの

第8種 前各種に属さないもの

に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る占用について適用し、同日前の申請に係る占用については、なお従前の例による。